

X 資 料

- 資料1 浄化槽法施行細則
- 資料2 北海道建設部手数料条例
- 資料3 浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則
- 資料4 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 資料5 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- 資料6 浄化槽法関係罰則一覧
- 資料7 生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占有の取り扱いについて
- 資料8 「住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」の策定について
(チェックリスト含む)
- 資料9 市町村の凍結深度
- 資料10 浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について
- 資料11 いわゆる「放流同意問題」について
- 資料12 尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(技術的助言)
- 資料13 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針
(令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定)
- 資料14 浄化槽台帳の記載事項
- 資料15 浄化槽法事務体系

資料 1 浄化槽法施行細則

昭和60年10月1日
規則第75号

改正	昭和62年3月26日規則第13号	平成6年10月17日規則第105号
	平成9年3月31日規則第22号	平成12年3月28日規則第54号
	平成13年1月5日規則第1号	令和2年3月24日規則第16号

浄化槽法施行細則をここに公布する。

浄化槽法施行細則

(趣旨)

第1条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行については、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号)及び浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号。以下「国土交通省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成12年規則54号・13年1号・令和2年16号〕

(浄化槽工事業登録申請書類等の提出部数)

第2条 国土交通省令第4条に規定する申請書及び添付書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 国土交通省令第11条第1項に規定する届出書及び同条第2項に規定する添付書類の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

一部改正〔昭和62年規則13号・平成13年1号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 保健所長事務委任規則(昭和57年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和62年3月26日規則第13号)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 商店街振興組合法施行細則(昭和37年北海道規則第139号)は、廃止する。

3 この規則の施行の際現にされている申請その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 北海道手数料徴収規則(昭和34年北海道規則第65号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成6年10月17日規則第105号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第22号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日規則第54号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号抄)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料2 北海道建設部手数料条例

(平成12年3月29日条例第23号)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、建設部の所掌する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務等)

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の納付方法等)

第3条 手数料は、別表第1の45の項から48の項まで及び58の項に掲げる事務に係るものを除くほか、北海道収入証紙で納めなければならない。

2 法令の規定により知事が都道府県指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関（以下この条において「都道府県指定登録機関等」という。）に行わせることとした別表第1の45の項から48の項まで又は58の項に掲げる事務に係る手数料は、都道府県指定登録機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により都道府県指定登録機関等に納められた手数料は、都道府県指定登録機関等の収入とする。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の還付)

第5条 知事は、別表第1の8の項、88の項、90の項、92の項、95の項、99の項及び100の項に掲げる事務に係る手数料を徴収した場合（同表の8の項第3欄ただし書の規定により別表第2に定める金額を加算して徴収した場合に限る。）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をしなかったときは、当該加算した金額を還付する。

(略)

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。（略）

別表（第2条関係）（関係部分抜粋）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	徴収時期
80 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業の登録の申請に対する審査	浄化槽工事業登録申請手数料	32,000円	登録申請のとき
81 浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業の更新の登録の申請に対する審査	浄化槽工事業更新登録申請手数料	25,000円	更新登録申請のとき
82 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料	用紙1枚につき680円	交付請求のとき
83 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿を閲覧に供する事務	浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料	430円	閲覧請求のとき

備考

- 1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ第1欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 2 この表の第3欄に掲げる金額は、当該第3欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位について金額とし、その他のものについては1件について金額とする。

資料3 浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則

昭和60年10月1日

告示第1693号

改正	昭和63年6月13日告示第946号	平成4年8月14日告示第1261号
	平成12年3月28日告示第508号	平成18年4月28日告示第424号
	平成21年4月24日告示第331号	平成22年3月31日告示第274号
	平成27年3月31日告示第241号	

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「省令」という。）第7条第1項及び第2項の規定により、省令第7条第1項に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び浄化槽工事業者登録簿閲覧所の閲覧規則を次のとおり定めた。

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所 | 札幌市中央区北3条西6丁目
岩見沢市8条西5丁目
札幌市中央区北3条西7丁目
虻田郡倶知安町北1条東2丁目
室蘭市海岸町1丁目4番1号
浦河郡浦河町栄丘東通56号
函館市美原4丁目6番16号
檜山郡江差町字陣屋町336番3
旭川市永山6条19丁目1番1号
留萌市住之江町2丁目1番2
稚内市末広4丁目2番27号
網走市北7条西3丁目
帯広市東3条南3丁目
釧路市浦見2丁目2番54号
根室市常盤町3丁目28番地 | 北海道建設部建設政策局建設管理課内
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道石狩振興局産業振興部建設指導課内
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道日高振興局産業振興部建設指導課内
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道檜山振興局産業振興部建設指導課内
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課内
北海道根室振興局産業振興部建設指導課内 |
| 2 閲覧規則 | 浄化槽工事業者登録簿閲覧規則 | |

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽工事業者登録簿閲覧所における浄化槽法（昭和58年法律第43号）第23条第1項に規定する浄化槽工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定める。

（閲覧時間）

第2条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設部建設政策局建設管理課長、総合振興局長又は振興局長（以下「建設管理課長等」という。）は、必要と認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

3 前項の規定により閲覧時間を変更するときは、建設管理課長等は、閲覧所にその旨を掲示しなければならない。

（閲覧所の休日）

第3条 閲覧所の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、建設管理課長等は、閲覧所の運営上特別の必要があるときは、臨時に休所することができる。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。
(閲覧の手続)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧請求書に指定の事項を記入しなければならない。
(持出しの禁止)

第5条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。
(閲覧の禁止又は中止)

第6条 建設管理課長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

前 文 (抄) (平成27年3月31日告示第241号)
平成27年4月1日から施行する。

資料4 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月16日

条例第23号

改正	平成4年3月31日条例第25号 〔第1次改正〕	平成7年7月21日条例第19号 〔北海道行政手続条例附則第6項による改正〕
	平成16年3月31日条例第15号 〔第2次改正〕	平成17年3月31日条例第20号 〔民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2号による改正〕
	平成21年3月31日条例第15号 〔北海道条例の整備に関する条例第32条による改正〕	平成24年3月30日条例第21号 〔第3次改正〕
	平成26年12月24日条例第110号 〔第4次改正〕	令和2年3月31日条例第18号 〔第5次改正〕
	令和3年3月31日条例第8号 〔第6次改正〕	

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度に関し必要な事項等を定めるものとする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を業として行おうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。次項の更新の登録の有効期間についても、同様とする。

3 前項の有効期間満了後引き続き浄化槽の保守点検を業として行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

一部改正〔平成17年条例20号〕

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 事業所ごとに設置される浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の番号

(4) 法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 知事は、第1項の登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(登録の拒否)

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は当該申請者若しくはそ

の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 道内に事業所を設置していない者
 - (2) 事業所ごとに専任の浄化槽管理士を設置していない者
 - (3) 事業所ごとに規則で定める器具を備えていない者
 - (4) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 第9条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (6) 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第9条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (7) 第9条第1項の規定により浄化槽の保守点検の業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (8) 浄化槽の保守点検の業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が第4号から前号までのいずれかに該当するもの
 - (9) 法人で役員のうち第4号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例20号〕

(変更等の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は前項の規定による届出に、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は前項の規定による届出があった場合に準用する。

3 浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検の業を廃止したときその他の規則で定める事由により浄化槽の保守点検の業が行われなくなったときは、規則で定める者が、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 知事は、前条第3項の規定による届出があった場合又は登録がその効力を失った場合は、当該浄化槽保守点検業者に係る登録を抹消しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(遵守事項)

第8条 浄化槽保守点検業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けたときは、当該保守点検の業務を行おうとする区域に係る市町村の名称を記載した書面を、当該委託を受けた日から30日以内に知事に提出すること。ただし、既に提出した書面に記載されている市町村内で保守点検の業務を行おうとする場合は、この限りでない。
 - (2) 浄化槽の保守点検の業務を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督すること。
 - (3) 浄化槽の保守点検を行った結果、浄化槽の清掃の必要を認めた場合は、その旨を浄化槽管理者に通知するとともに、当該浄化槽の清掃の委託を受けた者を知ったときは、当該委託を受けた浄化槽清掃業者と当該浄化槽の清掃の時期等浄化槽の機能の維持に関し必要な事項について連絡を取ること。
 - (4) 浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務を行わせ、若しくは実地に監督させるとき、又は自ら当該業務を行い、若しくは実地に監督するときは、規則で定める身分証明書を携帯させ、又は自ら携帯すること。
 - (5) その事業所ごとの見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げること。
 - (6) その事業所ごとに、規則で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存すること。
- 2 浄化槽保守点検業者は、その登録の有効期間ごとに、浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修であって知事が指定するものを受けさせなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- 3 知事は、前項本文の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- 4 浄化槽保守点検業者は、第2項本文の規定により浄化槽管理士に研修を受けさせたときは、速やかに、当該研修を受けた旨を証する書類を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第1項各号に掲げる事項を遵守されていないと認めるときは、浄化槽保守点検業者に対し、これを遵守するよう命ずることができる。
(登録の取消し等)

第9条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 - (2) 第5条第1項各号(第5号及び第7号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 前条第5項の規定による命令に違反したとき。
 - (5) この項の規定による停止の命令に違反したとき。
- 2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
 - 3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

一部改正〔平成7年条例19号・令和3年8号〕

(報告の徴収、立入検査等)

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対してその業務に関し必要な報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第11条 第2条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、3万2000円の登録申請手数料を、当該登録を申請する際に北海道収入証紙をもって、納めなければならない。

一部改正〔令和2年条例18号〕

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽の保守点検を業として行った者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第9条第1項の規定による停止の命令に違反した者

一部改正〔平成4年条例25号〕

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第10条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成4年条例25号〕

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽の保守点検を業として行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽の保守点検の業を行うことができる。
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則 (平成4年3月31日条例第25号)

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年7月21日条例第19号抄）

〔北海道行政手続条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第15号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第20号）

〔民法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年3月規則第25号で、同17年4月1日から施行）

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日条例第21号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第110号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第4項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に有効期間の満了する登録の更新について適用する。

附 則（令和2年3月31日条例第18号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第8号）

〔北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けている者については、これらの登録の有効期間が満了するまでの間、この条例による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第2項の規定は、適用しない。

資料5 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月30日

規則第71号

改正	昭和63年6月15日規則第79号	昭和63年11月7日規則第107号
	平成元年3月31日規則第68号	平成4年8月7日規則第77号
	平成7年6月1日規則第41号	平成9年3月28日規則第8号
	平成9年5月31日規則第97号	平成15年5月30日規則第67号
	平成16年12月28日規則第136号	平成17年3月4日規則第2号
	平成18年3月31日規則第50号	平成22年3月24日規則第17号
	平成22年3月31日規則第45号	平成26年12月24日規則第91号
	令和3年3月31日規則第29号	令和3年3月31日規則第34号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第2条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日前30日までに申請書を提出しなければならない。

(申請書の様式及び添付書類)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第3条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、条例第6条第2項において準用される場合にあっては、変更に係るものに限る。

(1) 申請者が条例第5条第1項第4号から第9号までのいずれにも該当しない者である旨の別記第2号様式による誓約書

(2) 事業所ごとに備えられた第6条に規定する器具に係る別記第3号様式による器具明細書

(3) 事業所ごとに設置される浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し及び住民票の抄本

(4) 申請者の住民票の抄本（法人にあっては、登記事項証明書）

一部改正〔平成17年規則2号〕

(登録簿の様式等)

第4条 条例第4条第1項に規定する登録簿は、別記第4号様式によるものとする。

2 知事は、条例第4条第2項の規定により条例第2条第1項又は第3項の登録をした旨の通知をするときは、これに併せて、別記第5号様式の浄化槽保守点検業者登録証を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成26年規則91号〕

(登録簿の閲覧)

第5条 条例第4条第3項の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

3 次の各号に掲げる日は、登録簿を閲覧することができない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

4 登録簿を閲覧する者は、登録簿の管理に当たる職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又そのおそれのある行為をしないこと。

5 知事は、登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したとき又は登録の実施上支障が生ずると認めるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

一部改正〔昭和63年規則79号・平成4年77号・7年41号・9年97号・15年67号・18年50号・22年45号〕

(器具)

第6条 条例第5条第1項第3号の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 温度計
- (2) 透視度計
- (3) 溶存酸素測定器具
- (4) 水素イオン濃度指数測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 汚泥沈殿試験器具
- (8) スカム厚及び汚泥厚測定器具
- (9) 水準器
- (変更の届出)

第7条 条例第6条第1項の規定による変更の届出は、別記第6号様式の届出書によるものとする。
(廃業等の届出)

第8条 条例第6条第3項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とし、規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 浄化槽保守点検の業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員
- (2) 死亡した場合 その相続人
- (3) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (4) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (5) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

2 条例第6条第3項の規定による届出は、別記第7号様式の届出書によるものとする。

一部改正〔平成16年規則136号〕

(業務区域を記載した書面の様式等)

第9条 条例第8条第1項第1号に規定する浄化槽の保守点検の業務を行おうとする区域に係る市町村の名称を記載した書面は、別記第8号様式によるものとする。

2 前項の書面は、浄化槽の保守点検の業務を行おうとする市町村ごとに作成し、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成9年規則97号・22年45号〕

(身分証明書の様式)

第10条 条例第8条第1項第4号の規則で定める身分証明書は、別記第9号様式によるものとする。

(標識の記載事項等)

第11条 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録有効期間
- (3) 浄化槽管理士の氏名

2 条例第8条第1項第5号に規定する標識は、別記第10号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第12条 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の処理方式及び処理能力
- (4) 浄化槽製造業者又は浄化槽を設計した者の氏名若しくは名称及び住所
- (5) 浄化槽の型式の認定番号
- (6) 浄化槽工事業者の氏名又は名称及び住所
- (7) 浄化槽の保守点検の委託契約年月日
- (8) 担当浄化槽管理士の氏名
- (9) 浄化槽清掃業者との連絡事項

2 条例第8条第1項第6号の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、浄化槽の保守点検の業務を受託した浄化槽ごとに作成しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前項の帳簿を委託契約終了時に閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければならない。

(浄化槽の保守点検の業務に関する研修の指定)

第13条 条例第8条第2項の規定による浄化槽の保守点検の業務に関する研修の指定は、次に掲げる事項を含む研修について行うものとする。

- (1) 浄化槽に係る行政の動向に関する事項

- (2) 浄化槽の構造及び機能に関する事項
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する事項
- (4) 道内の浄化槽の情報に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

一部改正〔令和3年規則29号〕

(立入検査職員の身分証明書の様式)

第14条 条例第10条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記第11号様式によるものとする。

一部改正〔令和3年規則29号〕

(権限の委任)

第15条 条例第8条第5項の規定による遵守命令に関する事務並びに第10条の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、総合振興局長及び振興局長に委任する。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

一部改正〔平成9年規則97号・22年45号・令和3年29号〕

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年6月15日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年11月7日規則第107号)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成元年3月31日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年8月7日規則第77号)

この規則は、平成4年8月15日から施行する。

附 則 (平成7年6月1日規則第41号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第8号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成9年5月31日規則第97号)

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年5月30日規則第67号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第136号)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年3月4日規則第2号)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年3月31日規則第50号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則 (平成22年3月31日規則第45号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成26年12月24日規則第91号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則別記第5号様式の登録済通知書は、この規則による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則別記第5号様式の浄化槽保守点検業者登録証とみなす。

附 則（令和3年3月31日規則第29号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

北海道収入証紙欄

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項（第3項）の規定により、浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	北海道知事登録浄保 第 号	
		※登録年月日	年 月 日	
申請時において既に受けている登録		登録番号	北海道知事登録浄保 第 号	
		登録年月日	年 月 日	
事業所の名称及び所在地並びに当該事業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の番号				
事業所			浄化槽管理士	
名称	所在地	電話番号	氏名	免状番号
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名				
氏名	役名	氏名	役名	

- 注1 ※印のある欄には、記載しないこと。
 2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。
 3 「事業所」欄と「浄化槽管理士」欄は、それぞれ対応させて記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第4号から第9号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第3号様式（第3条関係）

器 具 明 細 書

器 具 の 種 類	測 定 方 法	事務所の名称		
		名 称	仕 様	数 量
温 度 計				
透 視 度 計				
溶存酸素測定器具				
水素イオン濃度指数測定器具				
塩素イオン濃度測定器具				
残留塩素測定器具				
汚泥沈殿試験器具				
スカム厚測定器具				
汚泥厚測定器具				
水 準 器				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第4号様式（第4条関係）

北海道浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	北海道知事登録	登録年月日	年 月 日
	浄保第 号	有効期間満了日	年 月 日
氏名又は名称		法人にあっては 代表者の氏名	
住所	郵便番号		
	電話番号		
事業所		浄化槽管理士	
名称	所在地 電話番 地号	氏名	免状番号
	TEL		第号
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）			
氏名	役名	氏名	役名

浄化槽保守点検業者登録証

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項（第3項）の登録を受けた者であることを証します。

年 月 日



印

氏名又は名称

登録番号 北海道知事登録浄保 第 号

登録年月日 年 月 日

登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記第6号様式（第7条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書記載事項変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	北海道知事登録浄保 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第7号様式（第8条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした浄化槽 保守点検業者	登録番号	北海道知事登録浄保 第 号
	登録年月日	年 月 日
	氏名又は名称	
廃業等年月日	年 月 日	
廃業等の事由		
廃業等をした浄化槽 保守点検業者との関係	本人 役員 相続人 役員であった者 破産管財人 清算人	

- 注 1 「廃業等をした浄化槽保守点検業者との関係」欄は、該当部分を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

業 務 区 域 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 総合振興局長（振興局長）経由）

浄化槽保守点検業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり
提出します。

登 録 番 号	北海道知事登録浄保 第 号
登録年月日	年 月 日
業務を行おうと する市町村名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記第9号様式（第10条関係）

9センチメートル
(表面)

第 号 身 分 証 明 書

(写真欄)

交付責任者
の 割 印

フリガナ
氏 名

年 月 日生

浄化槽管理士免状番号

上記の者は、浄化槽の保守点検の業務に
従事する者であることを証明します。

年 月 日

浄化槽保守点検業者の氏名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏面)

浄化槽保守点検業者登録番号	登 録 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

別記第10号様式（第11条関係）

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	北海道知事登録浄保 第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
浄化槽管理士の氏名	

40センチメートル以上

35
センチ
メー
トル
以上

注 浄化槽管理士の氏名は、標識を掲示する事業所に設置される浄化槽管理士の氏名とすること。

別記第 1 1 号様式 (第 1 4 条関係)

← 9センチメートル (表面) →	
第 号 所属 氏名 年 月 日生 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第 1 0 条第 3 項の立入検査員証 年 月 日 北海道知事	6.5 センチ メートル 印

(裏面)

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜粋
(報告の徴収、立入検査等) 第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対してその業務に関し必要な報告を求めることができる。 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (罰 則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 一 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第10条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

資料6 浄化槽関係罰則一覧（抜粋）

「浄化槽法」及び「北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に係る罰則のうち、主に浄化槽工事（業者）、浄化槽清掃（業者）、浄化槽保守点検（業者）、浄化槽管理者に係るものを抜粋しています。

1 浄化槽の設置、工事、工事業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
59条3号	21条1項、 3項	知事の登録を受けずに浄化槽工事業を営んだ者	A	
59条4号		不正の手段により浄化槽工事業の登録を受けた者		
59条5号	32条2項	知事が発する事業の全部又は一部の停止命令に違反した浄化槽工事業業者		
63条1号	5条1項	浄化槽設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者	C	
63条2号	5条3項	特定行政庁が発する、浄化槽の設置又は変更計画に対する変更又は廃止命令に違反した者		
64条1号	5条4項	浄化槽工事着手制限期間内に設置工事を施工した者*	D	
64条5号	29条2項	営業所毎に設置する浄化槽設備士が不在となった場合、2週間以内に是正措置をとらなかった浄化槽工事業業者		
64条6号	29条3項	浄化槽設備士に実地に監督させるか、資格を持つ自らが実地に監督をしないで浄化槽工事を施工した浄化槽工事業業者		
64条7号	31条	営業所毎に省令で定める事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかった浄化槽工事業業者		
64条9号	44条	資格を持っていないのに浄化槽設備士をなつる、又は紛らわしい名称を用いた者		
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者		
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
67条1号	25条1項 33条3項	登録内容の変更が生じた日から30日以内に登録変更をしなかった若しくは虚偽の届出をした浄化槽工事業業者（特例工事業業者も同じ）		G
	26条	浄化槽工事業を廃業してから30日以内に廃業の届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした者（特例工事業業者も同じ）		
67条2号	28条1項	浄化槽工事業の登録を抹消される前に締結された浄化槽工事の注文主に、工事を承継した旨の通知をしなかった元工事業業者又は工事承継者		
67条3号	30条	省令で定める標識の掲示を行わない浄化槽工事業業者		
67条4号	42条3項	大臣の命令に違反し、浄化槽設備士免状を返納しなかった者		

*「相当である旨の通知」を受けた場合を除く

2 浄化槽の清掃、清掃業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
59条5号	41条2項	市町村長が発する事業の全部又は一部の停止命令に違反した浄化槽清掃業者	A	再掲
59条6号	35条1項	市町村長の許可を受けずに浄化槽清掃業を営んだ者		
59条7号		不正の手段により浄化槽清掃業の許可を受けた者		
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	
64条7号	40条	営業所毎に省令で定める事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかった浄化槽清掃業者	C	
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者	D	再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
67条1号	37条	許可申請内容の変更が生じた日から30日以内に変更届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした浄化槽清掃業者	G	

67条1号	38条	浄化槽清掃業を廃業してから30日以内に廃業の届出をしなかった若しくは虚偽の届出をした者	G	
67条3号	39条	省令で定める標識の掲示を行わない浄化槽清掃業者		

3 浄化槽の保守点検、保守点検業者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	再掲
64条9号	47条	資格を持っていないのに浄化槽管理士を名乗る、又は紛らわしい名称を用いた者		再掲
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者	D	再掲
64条11号	53条2項	法律の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		再掲
67条4号	45条3項	大臣の命令に違反し、浄化槽管理士免状を返納しなかった者	F	再掲
条例13条1号	2条1項、3項	知事の登録を受けずに浄化槽の保守点検を業として行った者	D	
	2号	不正の手段により保守点検業の登録を受けた者		
	3号	知事が発する浄化槽保守点検の業務の停止命令に違反した者		
条例14条1号	10条1項	知事が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者		
	2号	条例の施行のために必要な立入検査において、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	E	
条例15条	13条 14条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、13条、14条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても本条の罰金刑	D E	

4 浄化槽管理者、技術管理者関係

罰則条項	抵触条項	内容	罰則	備考
62条	12条2項	保守点検又は清掃に関する改善命令、使用停止命令に違反した浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、技術管理者	B	再掲
63条1号	5条1項	浄化槽設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者		再掲
63条2号	5条3項	特定行政庁が発する、浄化槽の設置又は変更計画に対する変更又は廃止命令に違反した者	C	再掲
64条1号	5条4項	浄化槽工事着手制限期間内に設置工事を施工した者*		再掲
64条2号	10条2項	501人槽以上の浄化槽に技術管理者を置かなかった者		
64条10号	53条1項	行政庁が求める浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関する報告をせず、又は虚偽の報告をした者	D	再掲
64条11号	53条2項	立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		再掲
66条の2	7条の2 3項 12条の2 3項	法定検査を受けるべき勧告に違反した者	F	
68条	11条の2 1項、2項 11条の3	虚偽の休止の届出をした者 再開の届出をしない、又は虚偽の届出をした者 廃止届を出さない、又は虚偽の届をした者	H	
附則11条5項	附則11条3項	勧告に係る措置の命令に違反した者	D	

*「相当である旨の通知」を受けた場合を除く

罰則

A	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金	E	10万円以下の罰金
B	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金	F	30万円以下の過料
C	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金	G	20万円以下の過料
D	30万円以下の罰金	H	5万円以下の過料

資料7 生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の 取り扱いについて

(平成15年2月26日道整第1057号 北海道建設部長通知)

このことについて、別紙のとおり取り扱いを定めましたので、適切に事務をすすめてください。
なお、この取り扱いは、平成15年4月1日以降到達した道路法第32条の占有許可申請について適用するものとし、「家庭用汚水等の道路側溝への排出のためにする道路側溝に接続する排水管の道路占有の取扱いについて」（昭和58年3月3日付け道路第144号土木部長通達）は廃止します。

(別紙)

生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取り扱い

第1 生活排水を道路側溝に放流することができる地域

生活排水を道路側溝に放流することができる地域は、原則として、下水道法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は北海道知事の認可を受けた同項の事業計画において定められた区域（農漁業集落排水事業区域も同様にみなす。）以外の区域であって、道路側溝以外に流末を形成する施設がない地域とする。

第2 生活排水を道路側溝に放流することができる処理水

(1) 生活排水を道路側溝に放流することができる処理水（以下「処理水」という。）は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条に定める浄化槽で処理したし尿及び生活雑排水とする。

また、当該浄化槽は、浄化槽法第13条の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、排出水のBOD $20\text{mg}/\text{ℓ}$ （日間平均値）以下の機能を有するものであること。

(2) 処理していない生活排水の道路側溝への放流は、原則として認めないものとする。

第3 放流先の道路側溝への構造

処理水を放流することができる道路側溝は、原則として、流末端が公共用水域であり、処理水を流下させる余裕があると認められるものであること。

なお、処理水を流下させる余裕とは、当該道路設置時の流量計算による流下能力に余裕がある場合をいい、その他、既許可の生活排水の流入量、冬期間の積雪の影響、融雪期における現地の状態等を勘案し総合的に判断するものとする。

第4 排水管の構造

生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管（以下「排水管」という。）は、道路施設に支障を及ぼさない構造で道路側溝に接続するものとし、接続により道路管渠等の強度が低下するおそれがあると認められるときは、適切な補強措置を講じなければならない。また、配水管の口径は、100mm以下を標準とする。

第5 道路占用許可事務に係る留意事項

- (1) 排水管は、道路法第32条第1項第2号該当物件として扱うものとする。
- (2) 浄化槽法第2条に定める浄化槽で処理した生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管の道路占用料は「北海道道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の施行について」（昭和45年4月1日道路第333号土木部長通達）2（5）ア（オ）に該当する占用料を徴収しない物件として扱うものとする。
- (3) 道路占用許可申請書には、北海道道路管理規則（昭和58年北海道規則第79号）第7条第2項に定めるもののほか、次の図書を添付すること。
 - ア 建築基準法第6条第1項に基づく建築確認申請書又は浄化槽法第5条第1項に基づく浄化槽設置届の写し
 - イ 流量計算書
 - ウ 流末経路図及び流末経路の道路側溝断面図
 - エ 合併処理浄化槽の構造図
- (4) 占用を許可するときは、次の条件を付すこと。
 - ア 占用者は、処理水の水質が常に適正に保たれるよう努めること。

また、道路管理者が必要と認めたときは、占用者は、浄化槽法第11条の規定に基づく検査結果書（直近1年以内のもの）及び当該検査結果書の判定結果が「おおむね適正」又は「不適正」である場合には、必要な措置を講じたことを確認した市町村長の文書の写しを提出すること。
 - イ 道路側溝に放流する生活排水に起因する臭気等により近隣との紛争を生じた場合は、占用者の責任において解決すること。
 - ウ 道路側溝からの逆流水による浄化槽の被害及び堆積物による側溝機能不全を原因として生じた浄化槽の損害等について、占用者は道路管理者に対して損害賠償等の請求を行わないこと。
 - エ 公共下水道等の供用が開始されたときは、占用者の負担においてすみやかに占用物件を撤去し、道路を原形に回復すること。
 - オ 占用許可期間の満了に伴い許可期間の更新を申請する場合には、上記アに定める検査結果書等の写しを添付すること。
 - カ その他、道路管理者が必要と認めた事項
- (5) 道路占用許可申請書（占用許可期間の更新）には、浄化槽法第11条の規定に基づく直近1年以内の検査結果書の写しを添付させ次のとおり取り扱うこと。
 - ア 判定結果が「適正」の場合には、道路占用許可期間の更新を許可して差し支えない。
 - イ 判定結果が「おおむね適正」又は「不適正」の場合には、当該検査結果書の写しにあわせて、水質に関する指導に基づき、必要な措置を講じたことを確認した市町村長の文書の写しを添付させ、道路占用許可期間の更新を許可して差し支えない。

資料8 「住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」 の策定について（平成13年2月8日建指第1225号 北海道建設部建築指導課長通知）

平成12年3月のJIS規格の見直しに伴い、住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法については、平成12年5月1日から「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」により、基準面積を130㎡として5人槽又は7人槽として取り扱っているところです。しかしながら、例えば農村地域等においては、1世帯当たりの居住人員が少ない割に住宅の延べ面積が大きい傾向が見られ、高齢者夫婦2人世帯であっても7人槽の浄化槽を設けなければならないというように、算定式が明らかに実状に添わないと判断されるケースもあります。このようなことから、北海道では、道内の特定行政庁、限定特定行政庁、(社)北海道浄化槽協会、北海道町村会、北海道市長会に対し意見照会を行い、それらの意見を踏まえた上で、水道使用量等から想定される汚水量が一定値以下であると判断される世帯については、JISのただし書に基づき5人槽で取り扱うこととする標記取扱方針を定めましたので通知します。(以下略)

(別添)

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針

この取扱方針は、住宅（併用住宅を含む。以下同じ。）に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」（以下「JIS」という。）の「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きの運用基準の明確化を図るものである。

1 目的

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、実情に添った処理対象人員を算定することを目的とする。

2 対象となる住宅等

対象となる住宅は、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用していない場合

浄化槽を設置する時点での居住人員、子供の出生等により将来的に増加が予定される人員及びピーク月における1日当たりの平均の水道使用量の関係が、次のイ及びロに掲げる式に当てはまること。ただし、農業用に水道を使用しているためにピーク月における1日当たりの平均の水道使用量が大きく算定される農家住宅等でハに掲げる式に当てはまる場合については、前述の要件に当てはまるものとみなす。

$$\text{イ } 50a + 200b + c \leq 850$$

$$\text{ロ } a + b \leq 5$$

$$\text{ハ } a + b \leq 3$$

$\left. \begin{array}{l} \text{a : 浄化槽を設置する時点での居住人員 (単位 人)} \\ \text{b : 子供の出生等により将来的に増加が予定される人員 (単位 人)} \\ \text{c : ピーク月における1日当たりの平均の水道使用量 (単位 リットル)} \end{array} \right\}$

(2) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用している場合

(1)のハに掲げる式に当てはまること。

3 提出書類

JISのただし書に基づき処理対象人員を5人と算定した浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書又は浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書*（以下「浄化槽設置届出書等」という。）に別紙「JISのただし書に基づく処理対象人員算定チェックリスト」を添付するものとする。

また、2の(1)ただし書き及び2の(2)に適合することを要件とする場合については、更に住民票を添付することとする。

$\left[\begin{array}{l} \text{※建築確認申請と併せて浄化槽を設置する場合には「浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書」} \\ \text{その他の場合には「浄化槽設置届出書」} \end{array} \right]$

4 審査方法等

(1) 市町村長は、「JISのただし書に基づく処理対象人員算定チェックリスト」（及び住民票）が添付された浄化槽設置届出書等を受理した場合には、同チェックリスト中の記載事項等を確認し、本庁若しくは所轄支庁建築主事又は所轄支庁長あて送付する。

(2) 本庁若しくは所轄支庁建築主事又は所轄支庁長は、浄化槽設置届出書等及び「JISのただし書に基づく処理対象人員算定チェックリスト」の記載内容（及び住民票）に基づき2の要件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められる場合には、住宅の規模に関わらず5人槽の浄化槽の設置を認めることとする。

5 施行期日

平成13年4月1日から適用する。

別紙「J I Sのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」
 (浄化槽設置届出書又は浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書に添付)

<p>今回、浄化槽の設置を予定している下記建築物は、建築物の使用状況から判断し、尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(J I S A 3302)の算定人員では明らかに実状に添わないので、住宅部分の算定人員を5人とします。 なお、下記に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">浄化槽設置者氏名 _____ (署 名)</p>		
設置場所	浄化槽設置届出書 浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書 に記載のとおり。	
浄化槽設置建築物の概要	用途	1 一戸建専用住宅 2 一戸建併用住宅
	規模	住宅部分 _____ m ²
	(延べ面積)	その他の部分 _____ m ²
	居住人員	浄化槽設置時点での居住人員 _____ 人・・・(a)
	子供の出生等により世帯人員が増加する予定の有無等	1 予定がない。 2 予定がある。 予定がある場合、増加後の居住予定人員 _____ 人・・・(b)
	井戸水等の使用の有無	1 使用していない。 2 使用している。
	概ね過去1年間におけるピーク月の1日あたりの平均の水道使用量の実績(小数点以下四捨五入)	_____ m ³ /月 _____ リットル/日(c)
備考		
市町村確認欄 *	特定行政庁	<input type="checkbox"/> 50a + 200b + c = _____ ≤ 850
係員印	審査欄 *	<input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 5 <input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 3

- 注1 : ※印の欄は、記入しないでください。
 注2 : 一戸建併用住宅の居住以外の部分の人員算定は、J I S式により算定してください。
 注3 : (a) + (b) ≤ 3であることを要件にする場合には、住民票を添付してください。

資料9 市町村の凍結深度

支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)	支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)	支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)	支庁	市町村名	建物に対する凍結深度(cm)
石狩	札幌	60	後志	黒松内	60	留萌	留萌	60	胆振	壮瞥	60
	江別	60		寿都	60		増毛	60		白老	60
	千歳	60		島牧	60		小平	60		安平	70
	恵庭	60		夕張	60		苫前	60		旧早来町	100
	石狩	60		岩見沢	60		幌幌	60		旧追分町	100
	旧厚田村	70		旧北村	50		初山別	70		厚真	80
	旧浜益村	80		旧栗沢町	60		遠別	60		むかわ	80
	当別	60		美唄	60		天塩	80		旧磯谷町	80
	新篠津	60		芦別	70		稚内	80		旧穂別町	70
	北広島	60		赤平	70		猿払	90		日高	日高
	函館	60		三笠	60		浜頓別	100		旧日高町	100
	旧戸井町	60		滝川	60		中頓別	90		旧日高町	80
	旧恵山町	70		砂川	70		枝幸	80		旧門別町	80
	旧樺太町	50		歌志内	90		旧枝幸町	80		平取	70
	旧南茅渚町	60		深川	70		旧歌志内町	80		新冠	70
	松前	60		由仁	60		旧歌志内町	80		新冠	70
	福島	60		長沼	60		豊富	80		旧静内町	90
	知内	60		栗山	60		礼文	80		旧三石町	90
	木古内	60		南幌	60		利尻	70		浦河	50~60
	北斗	60		奈井江	60		利尻富士	90		様似	70
七飯	60	上砂川	80	幌延	80	えりも	70				
鹿部	60	月形	80	幌見	100	帯広	100				
渡島	森	60	浦臼	60	旧幌見町	120	音更	80			
	旧砂原町	50	新十津川	60	旧留辺町	120	士幌	90			
	旧森町	70	妹背牛	60	旧常呂町	90	上土幌	80			
	八雲	60	秩父別	70	網走	80	鹿追	80			
	旧八雲町	60	雨竜	80	紋別	80	新得	80			
	旧熊石町	70	北竜	80	大空	100	清水	90			
	長万部	60	沼田	60	美幌	80	芽室	80			
	江差	60	旭川	80	津別	90	中札内	100			
	上ノ国	60	士別	70	斜里	80	更別	100			
	厚沢部	60	旧朝日町	80	清里	80	大樹	80			
	乙部	60	名寄	80	小清水	80	広尾	80			
	せたな	60	富良野	70	訓子府	100	幕別	110			
	旧大成町	60	鷹栖	90	置戸	120	旧忠類村	90			
	旧瀬棚町	70~80	東神楽	80	佐呂間	120	池田	100			
	旧北檜山町	50	比布	80	遠軽	120	豊頃	90			
	奥尻	60	当麻	100	旧生田原町	90	浦幌	100			
	今金	50	愛別	80	旧鎌倉町	90	本別	80			
	小樽	50	上川	80	旧丸瀬布町	80	足寄	120			
	余市	50	東川	80	旧白滝村	80	陸別	120			
	仁木	60	美瑛	80	湧別	80	釧路	100			
赤井川	60	上富良野	80	滝上	80	釧路(町)	120				
古平	60	中富良野	90	興部	80	厚岸	110				
積丹	60	南富良野	80	西興部	80	浜中	90				
神恵内	60	占冠	80	雄武	80	標茶	100				
泊	60	和寒	90	室蘭	60	弟子屈	100				
岩内	60	剣淵	90	苦小牧	60~80	鶴居	100				
共和	60	下川	90	登別	60	白糠	80				
倶知安	60	美深	80	伊達	50	根室	100~110				
京極	60	音威子府	80	旧大滝村	70	別海	100				
喜茂別	60	中川	70	豊浦	50	中標津	90				
留寿都	70	幌加内	80	洞爺湖	50	標津	100				
真狩	60			旧砥川町	50	羅臼	90				
ニセコ	60			旧滝川村	50						
蘭越	60										

(注) この表に掲げる凍結深度は、各市町村の標準的な値であって、同じ市町村においても、外気温が大きく異なる場合があり、また、地質や地下水位、標高などによっても異なるので、それぞれの状況に応じて、凍結深度を設定しなければならない。

表中、建物に対する凍結深度とは、地面から基礎底盤下端までを示す。
資料：「実務に役立つ建築法規解説 2020」（編集：全道建築行政連絡会議）

資料10 浄化槽法にかかる事務権限の市町村への移譲について

浄化槽法に定める各種届出の受理や適正な維持管理のための指導等については、浄化槽の多くが住民家庭に設置されていることから、現場に最も近い市町村に事務を担っていただくことがよいとの考えから、知事の事務権限の市町村への移譲を進めています。

1. 移譲権限

区分 (移譲開始年度)	条 項	内 容
① (S62～、H12～)	第5条第1項、2項	設置又は変更届出の受理、同計画に係る勧告
	第10条の2第1項～第3項	使用開始、技術管理者変更、浄化槽管理者の変更の報告書の受理
	第12条第1項、第2項	保守点検又は清掃に係る助言・指導、勧告、命令
	第53条第1項、第2項	浄化槽管理者又は清掃業者に係る保守点検、清掃等に係る報告徴収、立入検査又は質問
② (H19～)	第7条第2項(第11条第2項での準用を含む)	法定検査に係る指定検査機関からの報告の受理
	第7条の2第1項～第3項、第12条の2第1項～第3項	法定検査の受検確保のために必要な指導・助言、勧告、命令
	第11条の3	浄化槽使用廃止届出書の受理
③ (H22～)	第5条第4項	第5条第1項の届出内容が適当であると認める通知
④ (R3～)	第11条の2第1項、第2項	使用休止、使用再開の届出の受理
	附則第11条第1項～第3項	特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に係る助言・指導、勧告、命令

2. 市町村への移譲状況

石狩振興局	黒松内町 ●	栗山町 ○	留萌振興局	湧別町 ○	清水町 ○
札幌市 ★	蘭越町 ○	月形町 ○	留萌市 ○	滝上町 □	芽室町 ○
江別市 ○	ニセコ町 ○	浦臼町 ○	増毛町 ○	興部町 ○	中札内村 ○
千歳市 ○	真狩村 ○	新十津川町 ○	小平町 ○	西興部村 ○	更別村 ○
恵庭市 ○	留寿都村 ○	妹背牛町 ○	苫前町 ○	雄武町 ○	大樹町 ○
北広島市 ○	喜茂別町 ○	秩父別町 ○	羽幌町 ○	大空町 ○	広尾町 ○
石狩市 ○	京極町 ○	雨竜町 ○	初山別村 ○	胆振総合振興局	幕別町 ○
当別町 ○	倶知安町 ○	北竜町 ○	遠別町 ○	室蘭市 ●	池田町 ○
新篠津村 ○	共和町 ○	沼田町 ○	十勝町 ○	苫小牧市 ●	豊頃町 ○
渡島総合振興局	岩内町 ○	上川総合振興局	宗谷総合振興局	登別市 ●	本別町 ○
函館市 ★	泊村 ○	旭川市 ★	稚内市 ○	伊達市 ●	足寄町 ○
北斗市 ●	神恵内村 ○	士別市 ●	猿払村 ○	豊浦町 ●	陸別町 ○
松前町 ○	積丹町 ○	名寄市 ●	浜頓別町 ○	壮瞥町 ●	浦幌町 ○
福島町 ○	古平町 ○	富良野市 ●	中頓別町 ○	白老町 ●	釧路総合振興局
知内町 ○	仁木町 ○	鷹栖町 ●	枝幸町 ○	厚真町 ●	釧路市 ●
木古内町 ○	余市町 ○	東神楽町 ●	豊富町 ○	洞爺湖町 ●	釧路町 ○
七飯町 ○	赤井川村 ○	当麻町 ○	礼文町 ○	安平町 ●	厚岸町 ○
鹿部町 ○	空知総合振興局	比布町 ●	利尻町 ○	むかわ町 ●	浜中町 ○
森町 ○	夕張市 ○	愛別町 ○	利尻富士町 ○	日高振興局	標茶町 ○
八雲町 ○	岩見沢市 ○	上川町 ●	幌延町 ○	日高町 △	弟子屈町 ○
長万部町 ○	美唄市 ○	東川町 ●	オホーツク総合振興局	平取町 ◇	鶴居村 ○
檜山振興局	芦別市 ○	美瑛町 ●	北見市 ○	新冠町 ○	白糠町 ○
江差町 □	赤平市 ○	上富良野町 ●	網走市 ○	浦河町 ●	根室振興局
上ノ国町 ○	三笠市 ○	中富良野町 ●	紋別市 ○	様似町 ○	根室市 ●
厚沢部町 ○	滝川市 ○	南富良野町 ○	美幌町 ○	えりも町 ○	別海町 ●
乙部町 ○	砂川市 ○	占冠村 ●	津別町 ○	新ひだか町 ○	中標津町 ●
奥尻町 ○	歌志内市 ○	和寒町 ●	斜里町 ◇	十勝総合振興局	標津町 ●
今金町 ○	深川市 ○	剣淵町 ●	清里町 ○	帯広市 ○	羅臼町 ●
せたな町 ○	南幌町 ○	下川町 ●	小清水町 ○	音更町 ○	(R3. 4. 1現在)
後志総合振興局	奈井江町 ○	美深町 ○	訓子府町 ○	土幌町 ○	
小樽市 ★	上砂川町 ○	音威子府村 ●	置戸町 ○	上土幌町 ○	
島牧村 ○	由仁町 ○	中川町 ○	佐呂間町 ○	鹿追町 ○	
寿都町 ○	長沼町 ○	幌加内町 ○	遠軽町 ○	新得町 ○	

★：法定移譲 ●：①～④移譲済 ○：①～③移譲済 □：①と②移譲済 ◇：①と③移譲済 △：①移譲済

資料11 いわゆる「放流同意問題」について

(昭和63年10月27日衛浄64号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)

浄化槽行政の推進については、かねてより種々御配慮をいただいているところである。

さて、浄化槽法第五条第一項の浄化槽の設置等の届出を受理するに際して、浄化槽放流水の放流先の農業用水管理者、水利権者、地域住民等からの放流同意書を添付させている例が見られるところである。

浄化槽の設置等の届出の際に放流同意書の添付を義務付けることが違法であることはいまでもないが、かつて単独処理浄化槽等に付いてトラブルが多く、放流同意を求めることがその対応としてとられたものと解される。しかし、浄化槽の性能も向上し、浄化槽法の施行後三年経過して法規制の体制も整備されるとともに、小型合併処理浄化槽の普及により浄化槽を取り巻く社会的状況が著しく変化した今日においては問題点も多いので、今後、浄化槽について正しく理解されるよう住民に対する啓発に努められるとともに、左記の点を踏まえ、浄化槽法の円滑な運用を図られたい。

記

- 1 合併処理浄化槽については、一般に処理性能も良く、し尿に加えて生活雑排水の適正処理も行うことから、「放流同意書」の添付を一律に求めることは、違法の疑いが強いこと。

なお、法令に基づき水路の管理者から水路の占用許可を得る必要がある場合、水路の管理者から法令に基づく協議が求められた場合等に法令上の手続きを行うよう指導することは、ここでいう「放流同意」とは異なるものであること。

法令上の手続きの例としては、土地改良法第五六条(土地改良区の協議請求)、道路法第三二条(道路の占用の許可)、河川法第二六条(工作物の新築等の許可)等がある。

この場合においては、合併処理浄化槽の、生活排水対策としての重要性にかんがみ、水路の管理者等の理解を求め、水路の占用許可等が円滑に得られるように努められたい。

- 2 単独処理浄化槽についても、一律に「放流同意書」の添付を求めることは特殊な事情がない限り不適切であること。

ただし、単独処理浄化槽の場合は生活雑排水については無処理であるため、地域によつては、合理的範囲の者の同意を求める指導を行うことも許容される場合もあり得るが、このような場合には、むしろ合併処理浄化槽の設置について積極的な指導を行われたいこと。

- 3 地域住民の慣習として「放流同意」が存在する場合には、浄化槽に対する正しい理解、知識の普及を図り、不合理な「放流同意」の解消に努められたいこと。

資料12 尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて(技術的助言)

(平成31年3月20日国住指第4120号 国土交通省住宅局建築指導課長)

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成12年3月31日付け建設省住指発第191号(以下「191号通知」という。)にて、平成12年3月時点において排水の性状及び特性からして、尿尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

今般、内閣府の「平成29年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽で処理が可能な業種の拡大について提案があり、検討の結果、尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて、下記のとおりとしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知をお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

さらに、本件は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室と協議済みであり、別添のとおり発出されていることを申し添えます。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水

1日当たりの排出量が50立方メートル未満で、別紙に掲げる業種の施設からの雑排水については、昭和55年建設省告示第1292号第1及び第6から第12までにおいて雑排水として尿尿と合併して処理すること(以下「総合処理」という。)ができるものとする。

2 排水処理方法

- (1) 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定すること。また、別紙の留意事項に係るデータについても設計データにより確認すること。
- (2) 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等、雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設すること。

3 処理対象人員算定基準の適用について

処理対象人員の算定は、昭和44年建設省告示第3184号によること。

4 運用上の留意点

運用に当たっては、必要に応じて、各都道府県の浄化槽の保守点検及び清掃を担当する部局と連絡調整を図ること。

(※「別添」の環境省の発出通知の添付は省略しています。)

合併処理浄化槽への事業場雑排水の受け入れ可能な業種

産業分類	業種	留意事項
091	畜産食料品製造業	①設計BOD負荷量を超えないこと。 ②BODに対するNの割合が5%程度であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。 ③BODに対するPの割合が1%程度であること。 ※5%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様。
102	酒類製造業	上記①～③と同様。
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様。
1061	配合飼料製造業	

※産業分類：日本標準産業分類(平成25年10月発行)による。()内は平成10年2月発行の番号を示す。

※太枠内は191号通知の業種に今回追加したもの。

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて

(平成31年3月20日事務連絡 国土交通省住宅局建築指導課課長補佐(動力・整備担当))

尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについては、平成31年3月20日付け国住指第4120号(以下「4120号通知」という。)にて、通知しているところですが、当該通知の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

1 尿尿と合併して処理することができる雑排水に係る判断基準について

4120号通知では、以下の(1)～(5)を全て満たした場合、尿尿と合併して処理することができる雑排水として位置づけた。

(1) 有害物質等を含んでいないこと。

有害物質とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1に掲げる28項目とし、その他同省令別表第2に掲げる15項目から生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、リン含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)及び大腸菌群数を除いた項目とする。また、地域によって、これらとは別の項目について排水基準が定められている場合は、その項目もその他項目に含めるものとする。

(2) 浄化槽の衛生管理上支障が生じる種類の病原性微生物を含んでいないこと。

通常の生活排水に含まれていないと考えられる種類の病原性微生物、又は通常の病原性微生物であっても、浄化槽の衛生管理上支障があると考えられる量である場合とする。

(3) 排水を含む浄化槽への流入生物化学的酸素要求量(BOD)負荷量※1が設計許容範囲を超えていないこと※3。

BOD負荷量とは、BODに水量を乗じた値である。当該数値について、流入水が各浄化槽の許容範囲を超えていないことを確認する。

(4) 排水を含む浄化槽への流入窒素含有量(N)が流入BODの5%程度※2であること。

(5) 排水を含む浄化槽への流入リン含有量(P)が流入BODの1%程度※2であること。

※1 浄化槽のBOD負荷量とは、設計BOD×設計水量である。

※2 生物処理では、N、Pの存在が不可欠のものであり、概ねBOD:N:P=100:5:1が推奨されている。

※3 大臣認定の場合は、認定仕様によること。

2 各業種について

既往の資料により整理をした各業種から排出される雑排水の水質データ(別添参照)について、尿尿と合併して処理することができる雑排水に該当することを1の判断基準に基づき整理した。

(1) 畜産食料品製造業

BODの高い水を放流する事業場があったため、設計BOD負荷量を超えていないことを確認する必要がある。

また、N又はPのBODに対する割合が推奨されている値を大きく異なる※4事業場があったため、BODとの割合を確認する必要がある。

さらに、ノルマルヘキサン(n-Hex)抽出物質含有量が40mg/lを超える水を放流する事業場があったため、浄化槽に流入する前に処理を必要とする。

(2) 調味料製造業

N又はPのBODに対する割合が推奨されている値を大きく異なる※4事業場があったため、BODとの割合を確認する必要がある。

(3) 清涼飲料製造業

PのBODに対する割合が推奨されている値を大きく異なる※4事業場があったため、BODとの割合を確認する必要がある。

(4) 酒類製造業

BODの高い水を放流する事業場があったため、設計BOD負荷量を超えていないことを確認する必要がある。

また、N又はPのBODに対する割合が推奨されている値を大きく異なる※4事業場があったため、BODとの割合を確認する必要がある。

(5) その他の飲食料品小売業

N又はPのBODに対する割合が推奨されている値を大きく異なる※4事業場があったため、BODとの割合を確認する必要がある。

また、n-Hex抽出物含有量が40mg/ℓを超える水を放流する事業場があったため、浄化槽に流入する前に処理を必要とする。

(6) 配合飼料製造業

特に支障なし。

※4 ※2に示す推奨されている値と大きく異なる範囲を、N/BODは2.5%未満又は10%超、P/BODは0.5%未満又は2%超の範囲として整理した。

3 その他

水質汚濁防止法の対象となる汚水等を排出する場合は、各浄化槽の性能を確認し、排出基準を満たすことを確認すること。

例えば、排水水を含む浄化槽への流入n-Hex抽出物質含有量が40mg/ℓ以下※5であること。

また、Nに係る排水基準が定められている場合は、排水水を含む浄化槽への流入BODは流入Nの3倍以上※6あることが望ましい。

※5 40mg/ℓを超える場合は、別途処理を必要とすることに留意すること。

※6 一般的に下水処理の脱窒では、BOD/N比は3～4倍程度必要であるとされている。これを下回る場合は、メタノール等の有機物の添加が必要とされている。

別紙

各業種から排出される雑排水の水質データ

単位:mg/ℓ

業種	生物化学的酸素要求量 (BOD)	窒素含有量 (N)	リン含有量 (P)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂含有量)
畜産食料品製造業	3 — 5,906	30 — 80	5 — 15	20 — 8,250
調味料製造業	40 — 3,500	26 — 150	2.68 — 60	1 — 5
清涼飲料製造業	1 — 581	0.41 — 25	0.021 — 10	1 — 32.8
酒類製造業	14 — 92,000	1.51 — 172	0.057 — 15	1 — 6.73
その他の食料品小売業	1.5 — 3,000	0.3 — 245	0.4 — 108	—
配合飼料製造業	20 — 400	—	—	—

資料13 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

(令和2年3月2日環循適発2003027号環境大臣決定)

【目次】

はじめに

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽
2. 具体の事案に対する措置の検討
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要
 - (2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断
 - (3) 11条検査と立入検査の関係

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項
2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

1. 立入検査
 - (1) 立入検査の実施
 - (2) 指定検査機関との連携
2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知
 - (2) 助言又は指導後の対応
3. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告
4. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令
 - (1) 弁明の機会の付与
 - (2) 命令の通知
 - (3) 処分等の求め
5. 勧告又は命令後の対応

〔別紙1〕 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

〔別紙2〕 判定の考え方

〔別紙3〕 特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方

はじめに

合併処理浄化槽は、処理性能が優れており、良好な水環境の保全に寄与する恒久的な生活排水処理施設である。一般家庭向けのもは自動車一台程度の広さがあれば設置でき、地勢の影響を受けにくく、かつ、短期間で設置できることから、経済的で投資効果の発現が早いという特長を持っている。合併処理浄化槽は、同じ生活排水処理施設である集合処理施設等と同等の処理機能を有していることから、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮とあいまって、合併処理浄化槽による汚水処理施設の整備が進んでいる。また、合併処理浄化槽は生活排水を発生源で処理することから、身近な小川や水路に処理水を放流することで河川の水量を維持することができるとともに、清流を回復させる効果もあり、環境保全上健全な水循環に資する。さらに、近年の大規模災害においても被害を受けても復旧が早く災害対応力もあり、強靱なまちづくりの観点からも大きく期待されている。

合併処理浄化槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている、し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している問題が存在している。単独処理浄化槽は昭和30年代後半から昭和50年代の高度成長期にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域における水洗化要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で単独処理浄化槽からの放流水による公共用水域への影響、水質汚濁が社会問題となり、平成12年に浄化槽法（昭和58年法律第43号）が改正され、平成13年4月1日より原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されている。以後、設置基数は緩やかに減少しているものの、平成30年度末時点において浄化槽全設置基数約756万基の50%にあたる約381万基が残存している。

これらの単独処理浄化槽は、普及し始めてから、40～50年経過するものも存在しており、40年以上経過しているものは推計で約100万基も残存している。浄化槽法第11条第1項に定める指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11条検査」という。）の結果から、変形、漏水等をしている事例も約6,000件みられており、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるので、老朽化した単独処理浄化槽は特に合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。さらに、この単独処理浄化槽の11条検査の受検率は25%に過ぎず、大量に存在する未受検単独処理浄化槽の中には、老朽化により浄化槽本体が破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことによりし尿が適切に処理されていない単独処理浄化槽も発生している可能性がある。

令和元年6月19日に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）において、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）について、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が除却等の助言又は指導、勧告、命令を行うことができる規定が設けられた。都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し適切な措置を講ずべきであるが、これらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第3号）による改正後の環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）附則第2項の規定に基づき、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（以下「指針」という。）を定めるものである。

本指針は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する

措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各地方公共団体において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等により特定既存単独処理浄化槽に対応することが適当である。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、改正法による改正後の浄化槽法（以下「法」という。）附則第11条第1項及び第2項に基づく助言又は指導及び勧告については、本指針においては行政手続法（平成5年法律第88号）に沿って記載しているところ、同法第3条第3項により都道府県知事が行う行政指導については同法第4章及び第4章の2の規定が適用除外とされていることから、実務的には本指針を参考としつつ、各地方公共団体が定める行政手続条例等によることとなる。

また、本指針は、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積を踏まえ、適宜見直される場合があることを申し添える。

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽

特定既存単独処理浄化槽は、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものと定義されている（法附則第11条第1項）。

2. 具体の事案に対する措置の検討

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導（法附則第11条第1項）、勧告（同条第2項）及び命令（同条第3項）することができるとともに、命令に違反した者については30万円以下の罰金に処せられる（同条第5項）。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑が科せられる（同条第6項）。

法に定める特定既存単独処理浄化槽として、法の規定を適用する場合は、法附則第11条に基づく助言又は指導、勧告及び命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。

なお、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽の措置の対象となり得る。

(2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断

特定既存単独処理浄化槽のみならず、それ以外の既存単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じており、時間の経過とともに浄化槽自体の劣化が進行して特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれも高まる。このことから、特定既存単独処理浄化槽に該当しない既存単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換を進めていくことが必要である。

特定既存単独処理浄化槽として法附則第11条に定める措置を実施するためには、第2章を参考に、立入検査を実施して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要があるが、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、自主的な転換を進めることが重要であり、

- ・浄化槽管理者に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- ・経済的な負担から対策を躊躇している

等の場合には、状況に応じて、浄化槽関連業者の紹介や、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への交換の予算制度の紹介等により、転換を進めることも考えられる。

このような自主的な転換は、これまでも進められてきているところであり、平成12年改正法附則第3条で転換の努力義務が課せられているものであって、当然のことながら特定既存単独処理浄化槽との判定を待たずに実施できるものである。法第54条の規定により地方公共団体が組織する協議会なども活用しながら、自主的な転換を行うよう、浄化槽管理者の理解を求めることが重要である。

(3) 11条検査と立入検査の関係

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は法に基づき受検の義務づけがなされていることから、浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

都道府県知事は、11条検査の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、受検確保のために必要な助言及び指導を行うことができる（法第12条の2第1項）。また、浄化槽管理者が11条検査を受検していない場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、11条検査を受検すべき旨の勧告をすることができ（同条第2項）、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第3項）。命令に違反した者については30万円以下の過料に処せられる（法第66条の2）。

11条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、検査内容としては重なる部分も多い。11条検査を受検している浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に11条検査の実施を求める必要がある。

他方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に照らして、悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら11条検査を実施するのを待つのは適切ではない。そのような場合には、11条検査の受検を求める手続と並行して、行政自ら立入検査を実施することで、特定既存単独処理浄化槽の措置を迅速に講ずることが考えられる。

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに際しては、既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、当該既存単独処理浄化槽がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定既存単独処理浄化槽は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判定することはなじまない。特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるか否かについては、下記1.を参考に特定既存単独処理浄化槽と認められる既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判定されるべきものである。なお、その際、下記2.の情報を根拠とするほか、法第54条に基づく協議会等において意見を聞くことも考えられる。

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。

既存単独処理浄化槽が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は一律とする必要はないが、

別紙1、別紙2を参考に、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の实情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性が有り、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。

周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接している場合等は、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却を行い合併処理浄化槽に交換するか、補修や附帯設備の交換により既存単独処理浄化槽として使用し続けるか、その後の対応も含めて判定することになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて既存単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられるが、この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備の破損、変形、脱落等が再発したりすることによって、周辺環境への影響が懸念される事態になり緊急性が高まることありえる。

このようなことから、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方については別紙3に示す。

2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は浄化槽法に基づき受検の義務づけがなされていることから浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

11条検査を受検している浄化槽については、その結果の報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。

11条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃））、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して法第53条に基づく立入検査を行うこと。スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

▶ 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっ気型、腐敗タンク型等）の既存単独処理浄化槽について

着目すること。

- ▶ 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。
- ▶ 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。

なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。また、11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

特定既存単独処理浄化槽に対する措置は、行政指導である助言又は指導（法附則第11条第1項）及び勧告（同条第2項）と、不利益処分である命令（同条第3項）とに大別される。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事前準備として、第2章2.に記載したとおり、浄化槽台帳（法第49条）に集積された情報、協議会（法第54条）や報告徴収制度（法第53条第1項）を通じて得た情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定を行い、立入検査（法第53条第2項から第4項）を行って特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行う。

1. 立入検査

（1）立入検査の実施

行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽管理者等の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない（法第53条第2項）。

都道府県知事がその職員に立入検査を行わせる場合には、環境衛生指導員に行わせることが通例であり（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条）、環境衛生指導員の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第16条により、次のとおりとされている。

- ・ 医師、薬剤師又は獣医師
- ・ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者（当該過程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・ 三年以上廃棄物の処理その他環境衛生に関する行政事務に従事した者であつて、環境衛生指導員について十分の知識経験を有するもの

ただし、条例等において環境衛生指導員以外の職員も含めて立入検査の権限を定めている場合には、環境衛生指導員以外の職員に立入検査を行わせることができる。

立入検査を実施する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない（法第53条第3項）。身分を示す証明書の様式は、規則様式

第8号に定めるところによる。

法に基づく立入検査は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときに実施されるものであり、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（法第53条第4項）。

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第64条第16号）。

（2）指定検査機関との連携

特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行うためには専門的知識が必要であることから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意いただいた場合には、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が11条検査を受検していたときは、その結果から特定既存単独処理浄化槽の判定が可能か、情報が不十分な場合にはどの情報を確認すれば判定が可能かを、指定検査機関と相談した上で、職員において立入検査を実施し、追加的に必要な情報を収集して特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が11条検査を受検していなかったときは、11条検査の受検を強く求める必要がある。浄化槽台帳に集積された情報や管理情報等からスクリーニングをした上で、立入検査の必要な浄化槽として選定されているので、当該浄化槽の11条検査の実施は生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときに該当し、法第12条の2第2項に基づく勧告を実施することができる。当該勧告に係る措置をとらなかったときは法第12条の2第3項に基づく命令をすることができ、命令に違反したときは30万円以下の過料に処せられる（法第66条の2）。これらの手続を経てもなお11条検査を受検しないときは、職員において立入検査を行い、外形的状況や性能状況について写真を撮影して持ち帰り、後日指定検査機関にも確認いただいたうえで、特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導

法に基づく特定既存単独処理浄化槽の措置は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対する助言又は指導といった行政指導により、浄化槽管理者自らの意思による改善を促すことから始めるとされている。

（1）特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知

イ 行政指導の方式

助言又は指導に携わる者は、その特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、

- ・当該助言又は指導の趣旨及び内容
- ・当該助言又は指導の責任者

を明確に示さなければならない。

また、助言又は指導後の対応として、

- ・助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該助言又は指導を実施した者に報告すること
- ・助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認められるときは、都道府県知事は勧告を行う可能性があること

についても、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対してあらかじめ示し、浄化槽管理者自らの改善を促すよう努めるべきである。

助言及び指導は、口頭によることも許容されているが、浄化槽管理者から書面の交付を求められたときは、書面で交付しなければならない。

ロ 助言又は指導の趣旨及び内容

特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者は当該特定既存単独処理浄化槽の状況を把握していない可能性があること等を考慮し、助言又は指導をする際には、

- ・当該特定既存単独処理浄化槽が現状どのような状態になっているのか
- ・周辺的生活環境にどのような悪影響をもたらしているか
- ・当該浄化槽管理者が、具体的に何をどのようにすればいいのか

等について、分かりやすく示すことが望ましい。

(2) 助言又は指導後の対応

都道府県知事の助言又は指導により、その対象となった特定既存単独処理浄化槽の状態が改善された場合、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載する。

一方、助言又は指導を受けた特定既存単独処理浄化槽が改善されないと認められるときは、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、繰り返し助言又は指導（書面での実施を含む。）を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第54条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、協議の過程で当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に係る個人情報外部に漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

3. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告

都道府県知事は、法附則第11条第1項に基づき助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる（法附則第11条第2項）。

勧告は、特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、必要な措置を講ずべきことを助言又は指導よりも強く促す行政指導である。そのため、2.（1）の助言又は指導と同様の方式、趣旨及び内容とする必要があることに加えて、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に明確に示す観点から、書面で行うものとする。

措置の内容は、周辺的生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。また、勧告を受けた者が当該措置を行うのに通常要すると思われる期間（工事の施工に要する期間に一定の準備期間を加えた期間）を相当の期限として定める必要があるが、具体の期間は対象となる特定既存単独処理浄化槽の状態、必要な措置の内容等によって異なる。

また、勧告の送達方法について具体の定めはなく、直接手交、郵送などの方法から選択することが考えられる。勧告は、相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該勧告の内容を了知しうべき場所に送達されたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵

便とすることが望ましい。

都道府県知事による勧告を受けた特定既存単独処理浄化槽が設置されている土地や当該特定既存単独処理浄化槽で汚水を処理している建築物が当該勧告後に売買等された結果として浄化槽管理者が変わった場合には、勧告の効力が失われるため、本来元の浄化槽管理者により講じられるべきであった措置の履行を促す観点から、新たに当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者となった者に対し、都道府県知事はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある（当然、助言又は指導から行う必要がある。）。

4. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令

都道府県知事は、法附則第11条第2項による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を命ずることができる（同条第3項）。

（1）弁明の機会の付与

当該命令は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に定める不利益処分であることから、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない（同法第13条第1項第2号）。

弁明の機会の付与の通知は、

- ・ 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- ・ 不利益処分の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

を書面により通知して行う必要がある（同法第30条）。なお、行政庁が相当と認めるときは、聴聞手続とすることができる（同法第13条第1項第1号ニ）。

（2）命令の通知

措置の内容、措置に至った理由及び根拠法令を文書により浄化槽管理者に通知する（行政手続法第14条）。

当該命令は行政争訟の対象となる処分であり、当該命令に対し不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求を行うことができる。

法附則第11条に基づく特定既存単独処理浄化槽に対する措置は自治事務であり、同条に基づく処分を行う都道府県知事は、当該事務の遂行に関する行政機関としては、これ以上の上級行政庁を有しないことから、審査請求をすべき行政庁は、当該都道府県知事となる（行政不服審査法第4条第1号）。

したがって、命令の通知においては、同法第82条第1項の規定に基づき、

- ・ 当該処分につき不服申立てをすることができる旨
- ・ 不服申立てをすべき行政庁（当該都道府県知事）
- ・ 不服申立てをすることができる期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月。同法第18条）

について、示さなければならない。

（3）処分等の求め

平成26年の行政手続法改正により、処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）が創設され、平成27年4月1日に施行された（同法第36条の3）。

同条は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思ったときは、誰でも、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとしたものである。

- ・ 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・ 法令に違反する事実の内容
- ・ 当該処分又は行政指導の内容
- ・ 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- ・ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- ・ その他参考となる事項

地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導については、同法第3条第3項の規定により同法第36条の3の規定は適用されないが、地方公共団体の機関がする処分のうち、その根拠となる規定が法律に置かれているものであれば、同条は適用される。

法に基づく特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令については、処分の根拠となる規定が法律に置かれていることから、同条が適用され、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽の措置に関して処分等の求めがあったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分をしなければならない。

5. 勧告又は命令後の対応

都道府県知事の勧告又は命令により、その対象となった特定既存単独処理浄化槽の状態が改善された場合、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載する。

命令に違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられる。

〔別紙1〕 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

<外形的状況や性能状況>

①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食・劣化がある。
水平の狂い	<ul style="list-style-type: none"> ・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。

②その他の項目

項目	参考となる事項
浄化槽の内部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。 ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は、破損・浮上・脱落等が生じている。
平面酸化床、散水ろ床	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい破損がある。 ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 ・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。
ばっ気装置	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な水流が確保されていない。
消毒装置	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、放流管渠	<ul style="list-style-type: none"> ・定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損または漏水がある。

＜周辺環境への影響＞

③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が4度(4 cm)未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

＜参考となる情報＞

④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体又は内部設備（②その他の項目に係る付帯設備を含む）で補修や部品の交換を行った実績がある。
浄化槽の構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

〔別紙2〕 判定の考え方

「そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められるもの」であることを判定する際は、以下の1. 若しくは2. に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当、かつ3. に掲げる周辺環境への影響に該当するか否かにより判定する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定してことが明らかである項目として、以下の（イ）又は（ロ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定いく必要がある。

1. 重要項目

浄化槽本体の外見的形状が保持できず、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えることが明らかである項目として、以下の（イ）又は（ロ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

（イ）浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況	
浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食又は劣化がある。
<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づくFRP製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の30年^{※1}を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。 ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づく鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が50年^{※2}であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。 <p>※1 FRP製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育センター 小川浩、大森英昭）</p> <p>※2 下水道事業の手引きより抜粋（監修／国土交通省水管理・国土保全局 下水道部）</p>	
<p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所では何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。 ・FRP製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 ・鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部鉄筋コ 	

ンクリートを除去する必要があることから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下の状況

浄化槽本体の水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。
-------	---

【切迫性の考え方】

- ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下による管渠の亀裂や破損又はそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や附帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより処理機能が著しく低下し、または汚泥の流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

2. その他の項目

内部設備等の異常が原因で処理機能が低下し、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えるおそれが大きい項目として、以下の（イ）から（ホ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

(イ) 浄化槽の内部設備

各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、又は破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。 ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は破損、浮上、脱落が生じている。
-------	--

【切迫性の考え方】

- ・各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落又は欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の性能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

- ろ材や接触材が著しく破損している又は充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- 部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。
- 隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 平面酸化床、散水ろ床

平面酸化床又は散水ろ床に、著しい破損や傾きが発生しているか否か、それにより汚泥等が特定の場所に著しく堆積したり破損部分から短絡したりして、不適正な水流が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

- | | |
|-------|--|
| 調査項目例 | <ul style="list-style-type: none"> 著しい破損がある。 破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。 |
|-------|--|

【切迫性の考え方】

- 散水樋の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- 平面酸化床の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- 散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
- 部品が入手不可能な場合は「補修不能」と判断する。

(ハ) ばっ気装置（散気式・機械式）

不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。

- | | |
|-------|------------------|
| 調査項目例 | ・適正な水流が確保されていない。 |
|-------|------------------|

【切迫性の考え方】

- ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- 送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。

・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。

(二) 消毒装置	
消毒装置が破損、脱落又は欠落しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否などを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒装置が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
【切迫性の考え方】	
<ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
【措置の考え方】	
<ul style="list-style-type: none"> ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。 	

(ホ) 流入管渠、放流管渠	
勾配不良や閉塞等による滞留や逆流、溢流が常態化しているか否か、放流先等からの逆流が常態化しているか否か、管渠に著しい破損又は漏水があるか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損又は漏水がある。
【切迫性の考え方】	
<ul style="list-style-type: none"> ・著しい破損又は漏水、溢流が生じている場合、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・放流先等からの逆流がある場合は、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
【措置の考え方】	
<ul style="list-style-type: none"> ・管渠の勾配不良や管渠途中の破損や漏水等の補修にかかる費用は、相当に高額になる可能性があることに留意すること。 	

3. 周辺環境への影響

生活環境及び公衆衛生上重大な支障をきたす恐れがあるか否かを判定するにあたり、下記の項目を確認する。

周辺環境への影響	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。 ・放流水の透視度が4度(4 cm)未満である。 ・条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。 ・浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

4. 参考となる情報

特定既存単独処理浄化槽の措置を判定するにあたり、参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に、以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

(イ) 過去の補修等の実績	
以前に本体又は内部設備の補修を行った実績があるか否かについて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。	
調査項目例	以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある。
<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前に本体の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・ 以前に内部設備の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
<p>【措置の考え方】</p> <p>以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。</p>	

(ロ) 浄化槽の構造基準	
旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。	
調査項目例	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

〔別紙3〕 特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。

なお、以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

（1）除却

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。

〔別紙1〕 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項より、「除却」の措置の判断として以下のケースを例示する。

■ケース1：

「①重要項目」に1つでも該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当

■ケース2：

「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に1つでも該当

（2）補修や附帯設備の交換

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられる。この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備が破損、変形、脱落等が再発したりすることで、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることもありえる。

「補修や附帯施設の交換」の措置の判断としては、特定既存単独処理浄化槽に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽が対象になると考えられる。

資料14 浄化槽台帳の記載事項

浄化槽台帳の記載事項

浄化槽法	環境省関係 浄化槽法施行規則	記載事項(※)
法第49条第1項1号 所在地等と浄化槽管理者	—	<input type="checkbox"/> その浄化槽の存する土地の所在及び地番
		<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地
法第49条第1項2号 法定検査に関する実施状況	—	<input type="checkbox"/> [7条検査]検査日
		<input type="checkbox"/> [7条検査]設置工事業者名
		<input type="checkbox"/> [7条検査]検査結果
		<input type="checkbox"/> [7条検査]不適正の場合その原因等
		<input type="checkbox"/> [11条検査]検査日
		<input type="checkbox"/> [11条検査]検査結果
法第49条第1項第3号 その他環境省令で定める事項	第57条の2第1項第1号 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項	<input type="checkbox"/> 設置届出年月日
		<input type="checkbox"/> 浄化槽を特定するための浄化槽ID(浄化槽番号)
		<input type="checkbox"/> 浄化槽型式名
		<input type="checkbox"/> 浄化槽メーカー名
		<input type="checkbox"/> 方式名
		<input type="checkbox"/> 処理の対象(①単独②合併)
		<input type="checkbox"/> 建築物用途
		<input type="checkbox"/> 処理対象人員
		<input type="checkbox"/> BOD除去率(%)
		<input type="checkbox"/> 処理水BOD(mg/L)
	<input type="checkbox"/> 河川・側溝・地下浸透等の放流先等	
	第57条の2第1項第2号 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項	<input type="checkbox"/> 使用開始年月日
		<input type="checkbox"/> 休止年月日
		<input type="checkbox"/> 再開予定年月日
		<input type="checkbox"/> 再開年月日
		<input type="checkbox"/> 浄化槽技術管理者名(処理対象人員が501人以上の浄化槽のみ)
	第57条の2第1項第3号 保守点検の実施状況に関する事項	<input type="checkbox"/> 使用廃止年月日
		<input type="checkbox"/> 廃止の理由等
		<input type="checkbox"/> 保守点検実施日
	第57条の2第1項第4号 清掃の実施状況に関する事項	<input type="checkbox"/> 保守点検業者名
<input type="checkbox"/> 良好な放流水質の確保の観点から、点検によって得られた臭気、透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報等		
第57条の2第1項第5号 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項	<input type="checkbox"/> 清掃実施日	
	<input type="checkbox"/> 清掃業者名	
		<input type="checkbox"/> 良好な放流水質の確保の観点から、清掃業者が清掃に先立って行う点検によって得られた臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報等
		<input type="checkbox"/> 下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報等、関係機関への情報収集から得られた使用実態に関する情報や、放流水質等の規制がなされる地域に位置するか、浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接しているかなどの周辺環境の情報等

※記載事項の詳細については、法及び施行規則と併せて、施行通知(令和2年3月5日付環循適発第20030519号)を参照のこと。

資料15 浄化槽法事務体系

◆◆ 浄化槽法の体系 ◆◆

